

一般社団法人 京都府専修学校各種学校協会

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人京都府専修学校各種学校協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、専修学校及び各種学校教育に関する調査研究並びに相互の協力により、その質的向上を図り、もって京都府内における専修学校及び各種学校教育の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 専修学校及び各種学校教育並びに経営に関する調査研究
- (2) 研修会、講習会等の開催並びに学校概要の刊行
- (3) 専修学校及び各種学校教育に関する功労者の表彰
- (4) 関係諸官庁及び諸団体との連絡折衝
- (5) その他法人としての目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会 員)

第5条 会員は、この法人の目的に賛同し京都府下に存する専修学校又は各種学校とする。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

(入 会)

第6条 会員になろうとする専修学校、各種学校は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けて第7条の入会金及び会費を支払わなければならない。

2 会長は入会の可否を前項の入会申込者に通知する。

3 入会を承認された専修学校、各種学校は、入会金及び会費を支払うことにより入会したものと
する。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、総会において定める会費規程に基づき入会金及び会費（以下「会費等」という。）を支払わなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名の審議をする旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、会長はその会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 会員である専修学校、各種学校が解散したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、以下の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任又は解任
- (3) 役員報酬の額
- (4) 各事業年度の事業計画並びに予算の承認
- (5) 各事業年度の事業報告並びに決算の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲り受け
- (9) 解散及び残余財産の処分
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第14条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に決算総会を開催する。
- 3 臨時総会は、毎事業年度開始前に予算総会を開催する。
- 4 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
 - (2) 議決権の5分の1以上を有する会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招 集)

第15条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 会長は前条第4項第2号の規定による招集の請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法により、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない会員が書面もしくは電磁的方法により、議決権を行使することが出来ることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議 長)

第16条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選出する。

(決 議)

第17条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過

半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 該当議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した会員及び他の者に議決権の行使を委任した者は、出席者とみなす。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面を一般社団法人に提出しなければならない。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、1会員につき1個とする。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長及び総会で選定された議事録署名人は前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第20条 この法人に、次の役員をおく。

- (1) 理事 6名以上10名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする、
 - 3 代表理事以外の理事のうち2名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 前項で選任された代表理事は、会長に就任し、業務執行理事は副会長に就任する。
- 4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を分担し、執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員任期は前任者の任期の満了するときまでとする。

3 役員は、第20条第1項で定めた役員員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 役員は、総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会員の半分以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第26条 役員は無報酬とする。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員等の費用に関する規程による。

(取引制限)

第27条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

(責任免除又は限定)

第28条 この法人は一般法人法第111条第1項の役員賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(名誉会長及び相談役)

第29条 この法人に名誉会長及び相談役若干名を置くことができる。

2 名誉会長及び相談役は、理事会において任期を定めうえで選任する。

- 3 名誉会長及び相談役は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。
- 4 名誉会長及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(設置)

第30条 この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止
 - (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監査
 - (5) 代表理事及び執行理事の選任及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人（事務局長など）の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 一般社団法人の業務の適正を確保するための体制整備（法人法施行規則14条）
 - (6) 定款の定めに基づく役員等の法人に対する損害賠償責任の理事等による免除

(種類及び開催)

第32条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度年2回開催する。
- 3 臨時理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって（会長に）招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 監事から（会長に）招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第33条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号により監事が招集する場合を除く。

2 前条第3項3号による場合は、理事が前条第3項第4号による場合は、監事が理事会を招集する。

3 会長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする(臨時)理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決 議)

第36条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときはその事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 会計

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 会長は、この法人の事業計画及び収支予算を毎事業年度の開始までに、理事会の決議を経て、総会において承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち第1号、第3号及び第4号、第6号の書類については、総会に提出してその内容を報告し、承認を受けなければならない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第43条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、短期借入金を除き、総会において総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

第44条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計処理規程によるものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は総会において総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。

(解散)

第46条 この法人は、一般法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(残余財産の処分)

第47条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条17号に掲げる法人に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 委員会

(委員会)

第48条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第49条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置し、所要の職員を置く。

2 職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第50条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿（及び会員の異動に関する書類）

(3) 役員の名簿及び履歴書

(4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

- (5) 定款に定める機関（理事会及び社員総会）の議事に関する書類
 - (6) 諸規程
 - (7) 事業計画書及び収支予算書
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告書〈及び会計監査報告〉
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第51条第3項に定める情報取扱い規程によるものとする。

第11章 情報公開及び個人情報の保護 補 足

(情報の取扱い)

第51条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
- 3 情報の取扱いに関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報取扱い規程による。

(個人情報の保護)

第52条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公 告)

第53条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

(法令の準拠)

第54条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は田中幸雄とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人及び公益財

団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 40 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。